

広野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

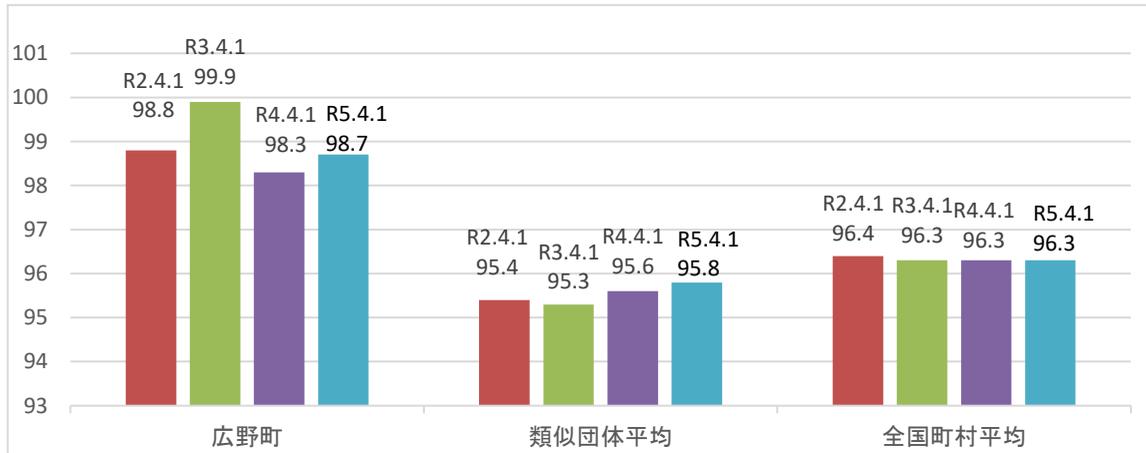
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
4年度	人 4,672	千円 7,128,747	千円 495,140	千円 723,589	% 10.2	% 12.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 79	千円 257,683	千円 52,816	千円 98,276	千円 408,775	千円 5,174	千円 5,436

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費は含まれるが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ、平均0.8%の引下げを実施しました。なお、激変緩和措置として、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間にわたり経過措置(現給保障)を実施しています。

② その他の見直し

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました。(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広野町	43.5 歳	316,721 円	375,407 円	349,945 円
福島県	43.0 歳	326,400 円	409,213 円	357,253 円
国	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体	41.3 歳	298,670 円	354,074 円	323,733 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		広野町	福島県	国
一般行政職	大学卒	189,500 円	196,100 円	185,200 円
	高校卒	157,900 円	162,400 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,300 円	359,567 円	387,067 円	379,560 円
	高校卒	231,400 円	304,267 円	372,300 円	355,100 円

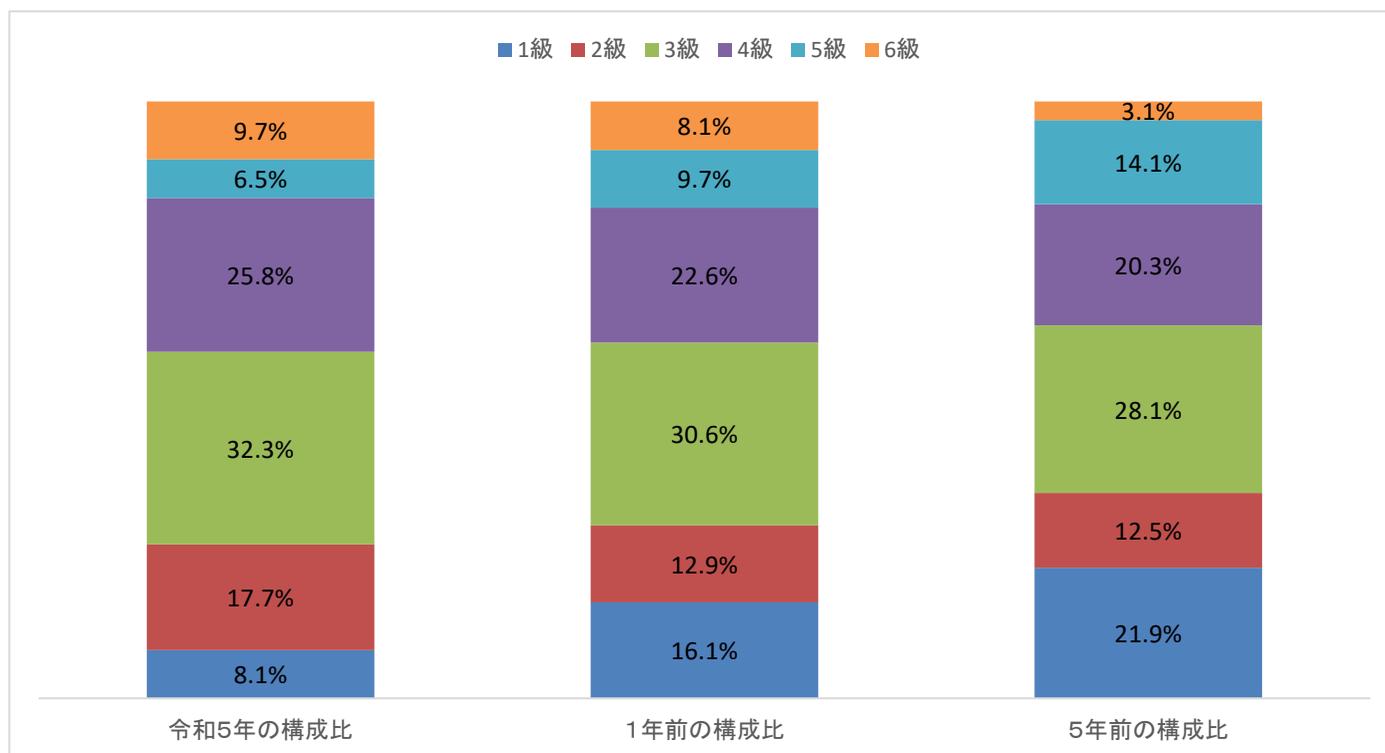
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

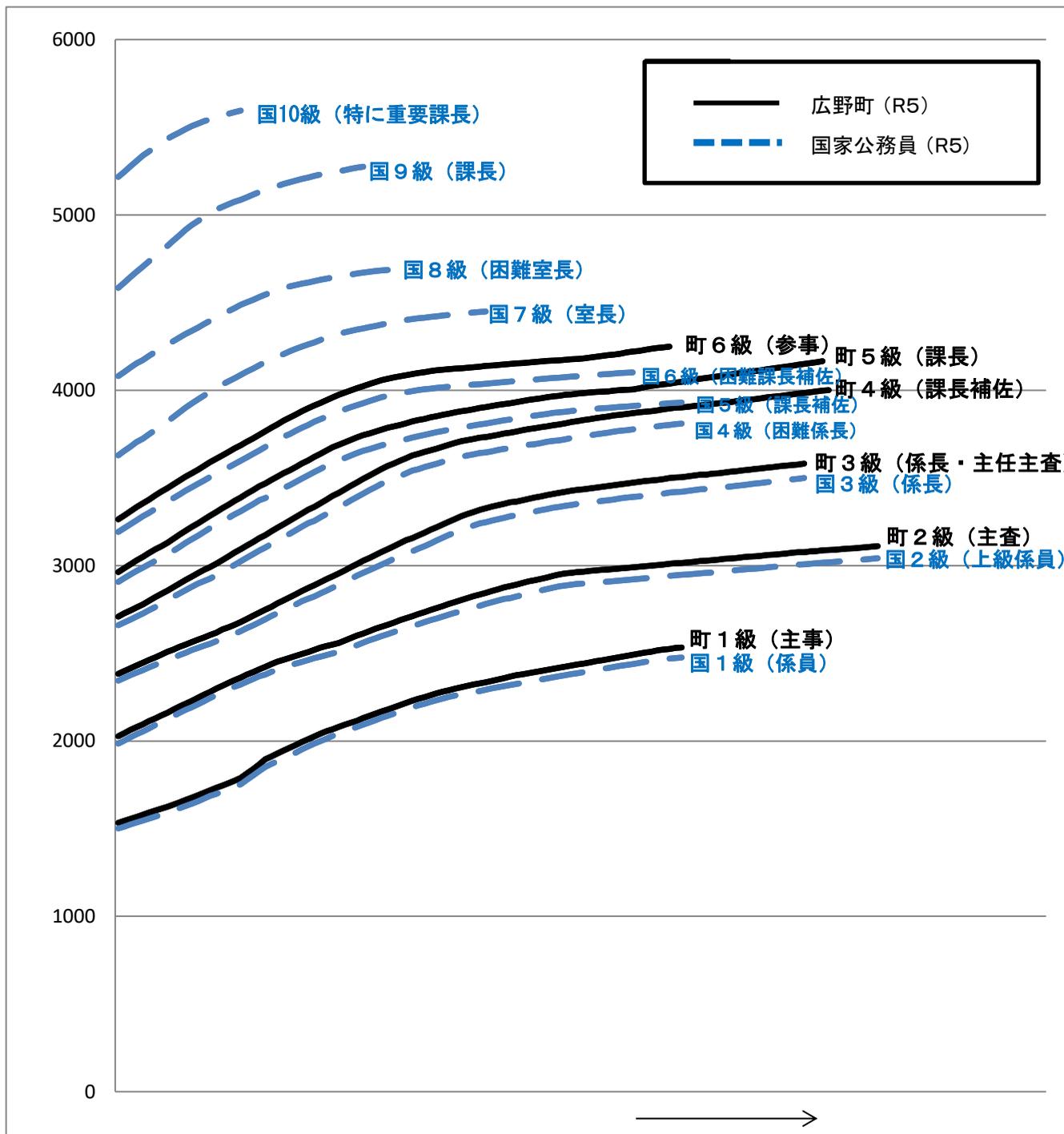
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	5人	8.1%	153,300円	253,300円
2級	主査	11人	17.7%	202,700円	311,100円
3級	係長・主任主査	20人	32.3%	238,300円	358,200円
4級	課長補佐・総括主任主査	16人	25.8%	270,900円	400,100円
5級	課長	4人	6.5%	296,300円	416,600円
6級	参事	6人	9.7%	326,400円	424,900円

(注) 1 広野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を実施した		○		○
活用している昇給区分				
標準に加え、上位及び下位の区分も適用				
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	—	○	—	○
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

広野町	福島県	国
一人当たり平均支給額(令和4年度) 1,389千円	一人当たり平均支給額(令和4年度) 1,622千円	-
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.95月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.95月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
標準に加え、上位及び下位の区分も適用				
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	—	○	—	○
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

広野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	874千円	18,449千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 勸奨・定年のうち勸奨について、国では平成25年10月31日をもって従来の勸奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入しています。

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当地域なし	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(注) 支給対象者はいません。

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		66 千円				
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		3,119 円				
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		24.138 %				
手当の種類(手当数)		6 種類				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価		
税務職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	申告や徴収事務に従事した場合	38,500 円	日額 500 円		
伝染病防疫作業職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	防疫事業に従事した場合	18,000 円	日額 1,000 円		
社会福祉職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	精神衛生業務及び死体処理業務に従事したとき	0 円	日額 1,000 円		
公用地等の取得のための用地交渉の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	公共用地取得のための用地交渉に従事したとき	9,000 円	日額 500 円		
狂犬病予防注射及び野犬狩に従事した職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	狂犬病予防注射及び野犬狩に従事したとき	0 円	日額 500 円		
原子力災害応急業務に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	の福島県地第1に原お子ける発電業務所	免震重要棟の外	①原子炉建屋内	0 円	日額 40,000 円
				②故障設備等現場確認	0 円	日額 20,000 円
				①及び②以外	0 円	日額 13,300 円
				免震重要棟の内	0 円	日額 3,300 円
		帰還困難業務区域に	屋外	4時間以上	0 円	日額 6,600 円
				4時間未満	0 円	日額 3,960 円
				屋内	0 円	日額 1,330 円
		居お住ける限業務区域に	屋外	4時間以上	0 円	日額 3,300 円
				4時間未満	0 円	日額 1,980 円
				屋内	0 円	日額 660 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	19,013 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	312 千円
支給実績(令和3年度決算)	19,534 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	320 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・子 10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 	同じ	-	7,963 千円	221,191円
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 (支給要件)自ら居住するための住宅を借受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円を超え54,500円未満 (家賃-20,500円)×1/2+11,000円 ・家賃54,500円以上 28,000円	異なる	(支給要件) 国は月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円	4,574 千円	269,029円
	2 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員		(支給要件) 国は月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) 1により算出される額の1/2の額		
通勤手当	(支給要件) 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額) ・交通機関等利用者 運賃相当額(ただし64,000円を超える場合、超える額の1/2を加算) ・交通用具利用者 2,600円～59,900円	異なる	(支給額) ・国は55,000円以下については運賃等相当額 ・交通用具利用者 2,000円～31,600円	6,498 千円	110,141円
管理職手当(給料の特別調整額)	(支給要件) 管理又は監督の地位にある職員のその特殊性に基づき、規則で指定する職員 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額 (定額) 35,000円～40,000円	異なる	(支給額) 一般行政職の場合 4級5種46,300円～ 10級1種139,300円	11,745 千円	419,464円
宿日直手当	(支給要件) 宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 1回につき5,200円を超えない範囲。	異なる	一般の宿日直の場合、4,200円	359 千円	7,336円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により 週休日等又は平日深夜(午前0時～5時) に勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(職務の級の区分に応じて定める額)	異なる	週休日等:6,000円～10,000円(6時間を超える場合は150/100を乗じた額) 平日深夜:3,000円～5,000円	996 千円	34,345円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	町 長	742,000 円	840,000円/416,500円	
	副 町 長	573,000 円	705,000円/415,000円	
報酬	議 長	276,000 円	395,000円/160,000円	
	副 議 長	240,000 円	310,000円/140,000円	
	議 員	222,000 円	290,000円/130,000円	
期末手当	町 長	(令和4年度支給割合)	3.10月	
	副 町 長	(令和4年度支給割合)	3.10月	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職月数×0.48	17,095,680円	任期毎
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.29	7,976,160円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を実施する前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

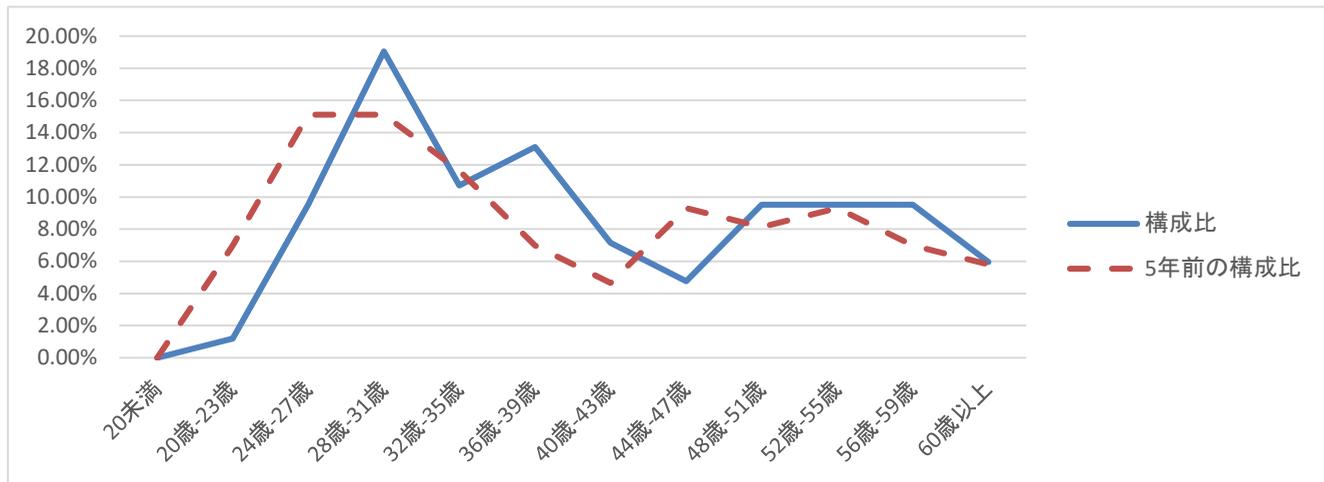
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	27	24	△ 3	
		税 務	5	5	0	
		民 生	21	21	0	
		衛 生	7	7	0	
		農林水産	4	5	1	
		商 工	1	1	0	
		土 木	5	5	0	
	計	72	70	△ 2	<参考> 人口1万人当たりの一般行政部門職員数149.82人 (類似団体の人口1万人当たりの一般行政部門職員数172.11人)	
	特別行政部門	教 育	7	8	1	
	小 計	79	78	△ 1	<参考> 人口1万人当たりの普通会計部門職員数166.95人 (類似団体の人口1万人当たりの普通会計職員数201.16人)	
計業公 部等営 門会企	下 水 道	1	2	1		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	5	6	1		
合 計		84 [91]	84 [91]	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数 179.79 人	

(注) 1 職員数は、一般職(嘱託職員及び臨時職員を除く。)に属する定員管理上の職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 定員管理上、下水道及びその他(国保、介護等)は、公営企業等会計部門に含まれます。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	8人	16人	9人	11人	6人	4人	8人	8人	8人	5人	84人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		68	74	71	70	72	70	2 (2.9 %)
教育		11	6	5	6	7	8	△ 3 (△ 27.3 %)
警察								0 (0.0 %)
消防								0 (0.0 %)
普通会計		79	80	76	76	79	78	△ 1 (△ 1.3 %)
公営企業等会計		7	8	8	8	5	6	△ 1 (△ 14.3 %)
総合計		86	88	84	84	84	84	△ 2 (△ 2.3 %)